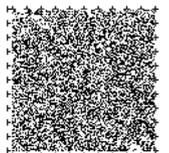


人生輝くまち たけた
～誰もが自分らしく、いきいきと暮らし、共に支え合うまち～

第3次 竹田市
地域福祉計画
第4次 竹田市
地域福祉活動計画

2022(令和4)年度～2026(令和8)年度

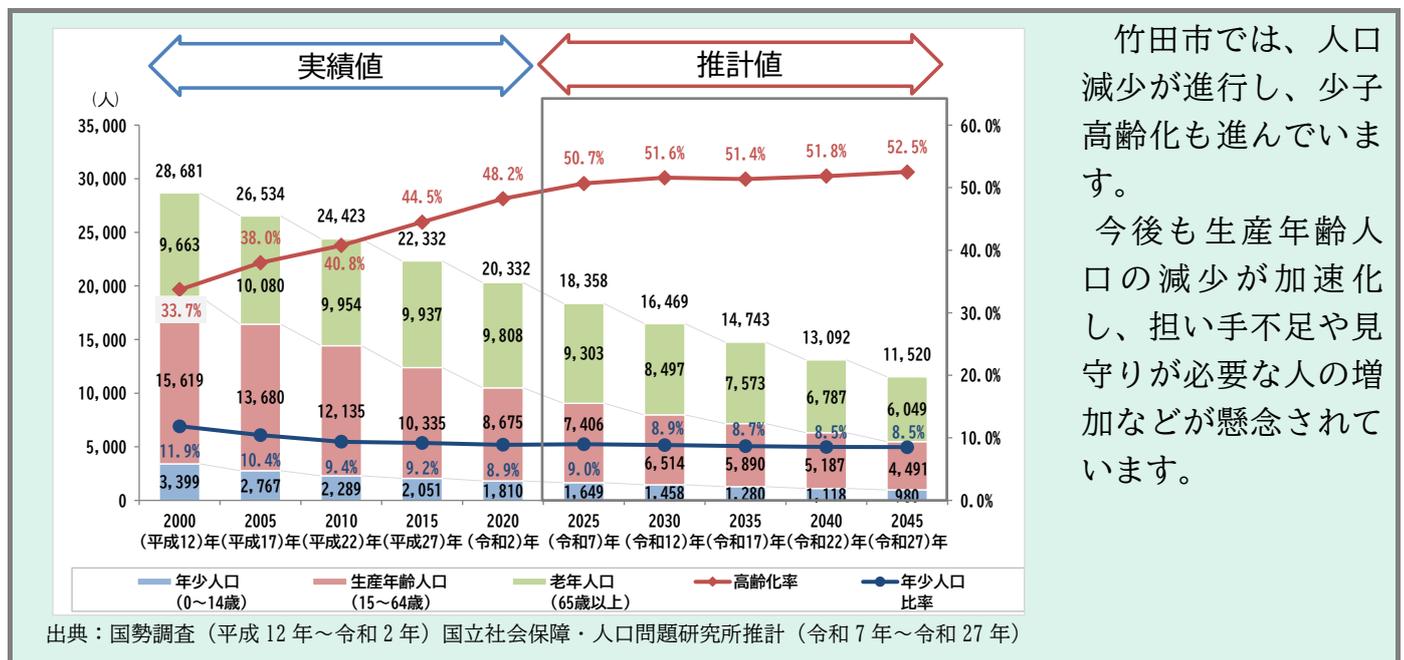


竹田市と竹田市社会福祉協議会は、福祉の両輪となり地域の課題を解決し、地域全体をより良いものにしていくことを目指す計画を策定しました。

「地域福祉計画」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていただけるように、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進めるため、住民、地域の関係団体等と行政が協働して進めていくための計画です。

また、「地域福祉活動計画」とは、「地域福祉の推進団体」とされる社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

計画の期間は、2022（令和4）年度～2026（令和8）年度までの5年間とします。



竹田市では、人口減少が進行し、少子高齢化も進んでいます。

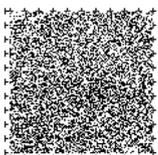
今後も生産年齢人口の減少が加速化し、担い手不足や見守りが必要な人の増加などが懸念されています。

地域での助け合いは大事だと思うけど、自治会活動などは、正直、大変そう。

困ったときにどこに相談したらよいか分からないんだよね。

災害がおこったときは、どうしたらいいか不安です。

制度上のサービスでは解決できないケースが増えていると感じています。



この計画では、市民、各種団体、市等の全ての主体が、基本理念を意識し、共有していくことにより、誰もが地域でつながっていくことを目指します。

【基本理念】

人生輝くまち たけた

～誰もが自分らしく、いきいきと暮らし、共に支え合うまち～

「自助・互助・共助・公助」「協働」の考え方に基づく新しい福祉社会の構築を目指し、地域の特性や課題に対応した活動を支援し、さまざまな視点で、地域福祉の展開を進めながら、地域福祉力の向上を図っていきます。

自 助

【住民一人ひとりができること】

できることを自分の努力で行うこと

互 助 共 助

【地域でできること】

互助・・・隣近所や地域住民同士が思いやりを持ち、自発的に互いに支え合うこと

共助・・・地域コミュニティ（地域の様々な単位の組織）の中でシステム化された支援活動

公 助

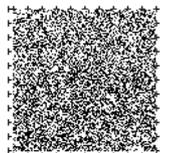
【行政ができること】

個人や地域社会では解決できない問題への取り組みや、解決を行います

協 働

【住民と多様な関係機関・団体等が連携してできること】

いろいろな取り組みを、住民・事業所・社会福祉協議会・行政・民間など、異なる主体同士が協力して行うこと



高齢者、障がい者、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針が示されました。

「地域共生社会」の実現に向けては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民、地域で活動する各種団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくこととなります。



この計画においても「地域共生社会」の実現を目指していくこととし、次の2つの項目を重点的に取り組んでいきます。

(1) 地域課題解決のための仕組みづくり（我が事）

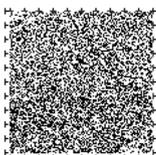
本市では、市内 17 地区において地区社協を核とした地域住民が集まって、地域の現状や気になることを気軽に出し合う場として「よっちはなそう会」が既に積極的に開催されており、この取り組みを支える分野横断的な連携会議「地域共生社会実現会議」が組織されています。

今後は、このような取り組みを継続的に実施することで、掘り起こされた課題の解決に向けての行動ができるよう、組織や人材、予算など不足している部分を強化し、地域課題解決の仕組みづくりを進めます。

(2) 包括的な支援体制の整備（丸ごと）

本市では、各地区社会福祉協議会、暮らしのサポートセンター等において、既に地域の支援体制は組織化されています。

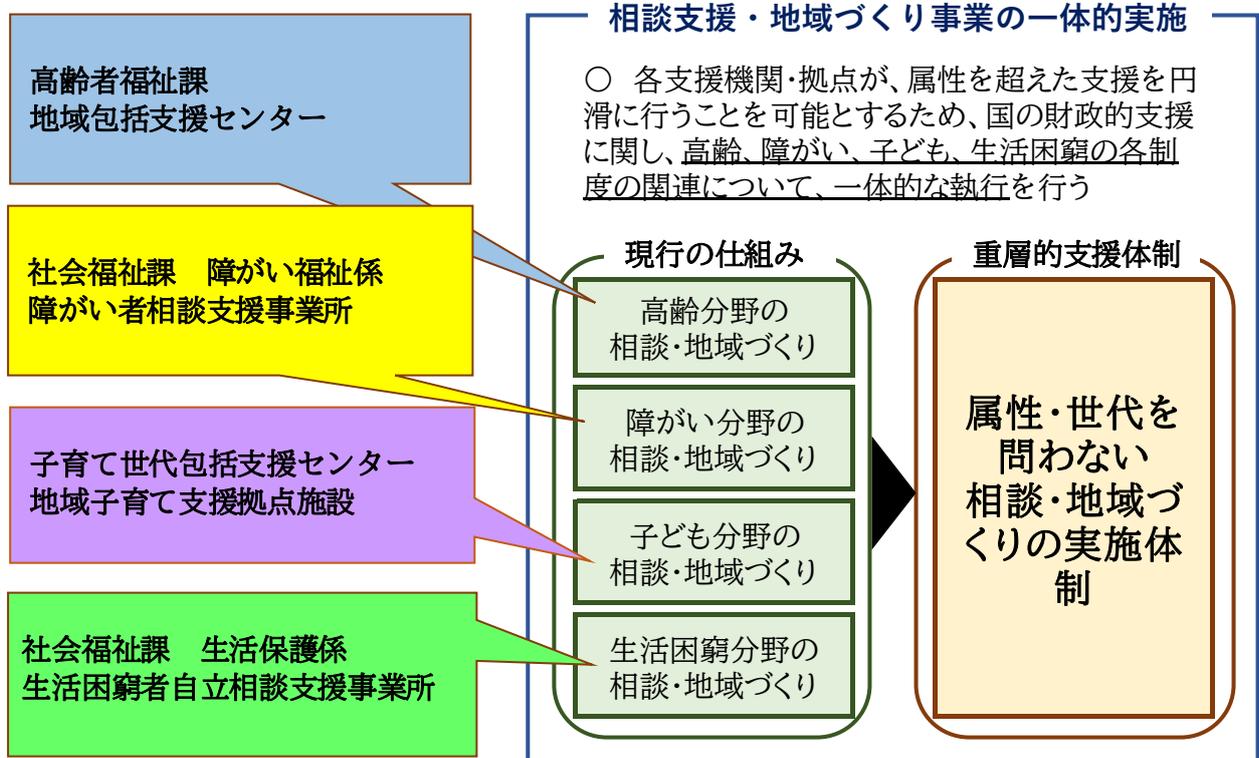
また、介護保険分野においては地域包括支援センターを中心に「地域包括ケアシステム」を推進し、子育て分野においては「子育て世代包括支援センター」により子育て支援が推進されています。これらの既存の組織の役割を明確にし、つないでいくことで包括的な支援体制の整備を進めます。



地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対する断らない包括的な支援体制を整備するため、令和2年度の社会福祉法の改正に基づき重層的支援体制整備事業が創設されました。

竹田市においても、令和4年4月より事業に取り組み、包括的な支援体制の充実に努めます。

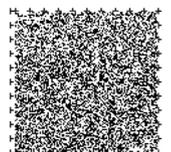
※竹田市版重層的支援体制整備事業のイメージ図



「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない。

すべての住民を対象に既存の支援関係機関を活かしてつくる。

複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うために支援機関全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを充実させる



基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を定め、それぞれに数値目標を設定し、計画を推進していきます。

指 標	令和3年度 (基準値)	令和8年度 (目標値)
基本目標1 地域住民が主体的に支え合う、人づくり・仕組みづくり		
地域のいろいろな行事に参加している人の割合	50.0%	60.0%
頼りになる知り合いが近所にいる人の割合	63.4%	80.0%
基本目標2 相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり		
高齢者や障がいのある人にも暮らしやすい地域であると感じる人の割合	22.0%	50.0%
地域の子どもはのびのびと育っていると思う人の割合	58.4%	85.0%
基本目標3 誰もがいきいきと安心・安全に暮らせる地域づくり		
健康管理のための取り組みをしている人の割合	59.9%	75.0%
職場や地域での防災訓練に参加している人の割合	38.4%	50.0%
買い物や通院に便利な地域だと思ふ人の割合	27.4%	50.0%

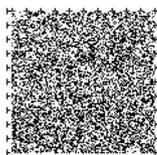
主体別に役割をもって取り組んでいくことが重要となります。

基本目標1 地域住民が主体的に支え合う、人づくり・仕組みづくり

住民同士の交流を深めるよりどころである公民館の活動や地域での各種行事への支援と、声掛け運動など日頃の取り組みの推進を行います。

【取り組み内容】

1 地域における交流・ふれあいの促進	(1) 地域で支え合う関係づくりの促進 (2) 地域住民の交流の充実 (3) 孤立を防ぐ活動と居場所の確保
2 地域福祉を支える活動の促進	(1) 地域団体活動の促進 (2) 地域福祉を担う人材の確保、育成 (3) 社会福祉法人による公益的活動への支援
3 地域福祉の意識向上	(1) 地域福祉に関する広報啓発の推進 (2) 学校等における福祉教育の推進



基本目標2 相談しやすく適切な福祉サービスが受けられる地域づくり

制度毎に分断された支援を行うだけでなく、各分野間の相談機関で連携を密にとることにより、対象者やその世帯について分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討します。また、安心して住み続けられるよう、福祉サービスの充実を図ります。

【取り組み内容】

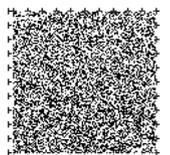
1 情報提供と相談体制の強化	(1) 情報提供の充実 (2) 包括的な相談支援体制の整備 (3) 福祉をつなぐネットワークの強化
2 地域のニーズに合った福祉サービスの充実	(1) 福祉サービスの推進 (2) 子育て支援の推進
3 支援を必要とする人への自立支援	(1) 自立に向けた支援の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 自殺対策を視野に入れた支援の充実 (4) 虐待への統一的な対応 (5) 犯罪をした人の社会復帰支援 (竹田市再犯防止推進計画)

基本目標3 誰もがいきいきと安心・安全に暮らせる地域づくり

医療・福祉・介護が連携して、市民一人ひとりの健康づくりや介護予防に取り組みます。また、災害対策は、住民一人ひとりが当事者となるため、地域と住民の防災力の向上に努めます。さらに、交通機関の充実や、事故・犯罪の防止、権利擁護の推進など各種施策を推進します。

【取り組み内容】

1 健やかに暮らせる基盤づくり	(1) 健康づくり・介護予防の促進 (2) 生涯現役をめざした生きがいづくりの推進
2 地域防災力の強化	(1) 地域防災体制の確立
3 普段からの見守りと防犯活動	(1) 見守り活動の充実 (2) 地域防犯体制の充実
4 誰もが暮らしやすい環境整備	(1) 福祉のまちづくりの推進 (バリアフリー化、心のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン等)



地域における多様な生活課題の解決と、誰もが安心して暮らせる地域づくりのためには、行政のみならず、住民、地域、関係機関等が連携しつつそれぞれの役割を果たすことが必要となります。

(1) 住民の役割

一人ひとりが地域福祉推進の担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への積極的かつ主体的に参加します。

(2) 福祉サービス事業者及びNPO等の役割

医療や福祉サービスの質の向上を図るとともに、医療・介護・福祉ネットワークを形成し、定期的な情報交換を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療・介護・福祉の連携を図ります。

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う者として、地域の福祉ニーズを把握し活動を行うとともに、住民に対して福祉のまちづくり等に参加するよう働きかけを行います。

(3) 企業の役割

地域で活動する企業として、地域活動に積極的に協力するとともに、従業員の福祉への意識啓発に努めます。

(4) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。あわせて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

(5) 行政の役割

地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

「第4次竹田市地域福祉活動計画」では、2022（令和4）年度～2026（令和8）年度の社会福祉協議会の担う役割を果たすための具体的な取り組み・活動を掲載しています。また、数値目標を定め毎年度検証し、実践活動の充実に努めます。

第3次竹田市地域福祉計画・第4次竹田市地域福祉活動計画（概要版）

編集・発行

竹田市 社会福祉課

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地
TEL：0974-63-4811 FAX：0974-63-0988

竹田市社会福祉協議会

〒878-0011 大分県竹田市大字会々1650番地
TEL：0974-63-1544 FAX：0974-63-1050

